



国海安第 27 号
平成 23 年 4 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斉藤 弘 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 久保田 秀夫



船舶検査心得の一部改正について

標記につきまして、船舶構造規則（平成 10 年運輸省令第 16 号）等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了解頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の概要

(1) 車両甲板に直積みするコンテナの固縛関係 (2-1 船舶構造規則関係)

フェリーありあけ船体傾斜事故(平成 21 年 11 月)を契機として開催された「フェリー大傾斜事故防止検討委員会」の検討結果を受け、フェリー等の車両甲板には、直積みされたコンテナを甲板に固縛する装置を備え付けることを必要とする等の所要の改正を行うもの。

(2) 特殊な区画における二重底設置免除関係 (4-3 船舶区画規程関係)

バルクキャリアに設置される幅が広い水密区画について、二重底の設置を免除する際に行うべき安全性確認方法を当該区画の特殊性を勘案して新たに規定するとともに、二重底の設置を免除した場合に追加的に講じるべき安全確保措置を規定するため、所要の改正を行うもの。

(3) 内航船に係る機関区域無人化船の要件緩和関係 (6-1 船舶機関規則関係)

近年の内航船の技術進歩に鑑み、総トン数 5000 トン未満の内航貨物船(限定近海貨物船以外の遠洋区域及び近海区域を航行区域とする貨物船を除く。)については、機関区域無人化船が満たすべき基準のうち、①冷却系ポンプの予備機への自動切り替え装置の備え付け要件及び②警報装置の設置要件を緩和することとして、所要の改正を行うもの。

2. スケジュール

公布日：平成 23 年 4 月 28 日

施行日：平成 23 年 5 月 1 日

○船舶検査心得 2-1 船舶構造規則 附属書[4] 自動車渡船構造基準

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-1 船舶構造規則</p> <p>附属書[4] 自動車渡船構造基準</p> <p>4 車両区域</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 車両区域には、次に掲げる要件に適合する自動車等及びコンテナを甲板に固縛する装置を備えること(湖川港内等航行船にあっては、この限りではない。)。ただし、平水区域及び限定沿海区域(瀬戸内海及び沿海区域の航行予定時間が2時間未満の区域をいう。)<u>を航行する船舶(湖川港内等航行船は除く。)</u>に固縛する装置を設けること。</p> <p>(i)安全率4以上</p> <p>(ii)船体のローリング角及び周期 25度及び当該</p>	<p>2-1 船舶構造規則</p> <p>附属書[4] 自動車渡船構造基準</p> <p>4 車両区域</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 車両区域には、次に掲げるい<u>ずれかの方法</u>によること。 <u>(i)自動車列間には車両甲板の長さの2/3以上</u>にわたる高さ12cm以上の桁材を設けること。 <u>(ii)摩擦係数(水にぬれた状態での自動車用タイヤに対する値)が0.7以上であって、十分な耐圧強度及び耐久性を有するすべり止め塗料を塗布すること。</u></p> <p>(7) 車両区域には、次に掲げる要件に適合する自動車等を甲板に固縛する装置を備えること(湖川港内等航行船にあっては、この限りではない。)。ただし平水区域及び限定沿海区域(瀬戸内海及び沿海区域の航行予定時間が2時間未満の区域をいう。)<u>を航行する船舶(湖川港内等航行船は除く。)</u>に固縛する装置を設けること。</p> <p>(i)安全率4以上</p> <p>(ii)船体のローリング角及び周期 25度及び当該</p>	

改正案	現行	備考
<p>期</p> <p>(iii) 船体のピッチング角及び周期 5 度及び当該船舶の周期</p> <p>(7) 車両区域における自動車等及びコンテナの左右への過度の移動を防止するため、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。</p> <p>(i) 海上運送法又は内航海運業法に基づく安全管理規程の作業基準を具体的に示したマニュアルとして、自動車等及びコンテナの左右への過度の移動を防止するために十分な強度を有する固縛方法を規定した貨物の固縛マニュアルを備え付けること。</p> <p>(ii) 自動車等及びコンテナ列間には車両甲板の長さの 2/3 以上にわたる高さ 12cm 以上の桁材を設けること。</p> <p>(iii) 摩擦係数が 0.7 以上であって、十分な耐圧強度及び耐久性を有するすべり止め塗料を塗布すること。</p>	<p>船舶の周期</p> <p>(iii) 船体のピッチング角及び周期 5 度及び 5 秒</p> <p>(新設)</p>	<p>船体のピッチング周期が不明な場合には、船級協会 の近似式(0.5 × √Lpp) を参照のこと。</p>
<p>心得附則 (平成 23 年 4 月 28 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 23 年 5 月 1 日より適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、平成 23 年 10 月 1 日以降の最初の定期検査又は中間検査の時期までは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		

○船舶検査心得 4-3 船舶区画規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
4-3 船舶区画規程	4-3 船舶区画規程	
第1編 総則	第1編 総則	
(特殊な船舶)	(特殊な船舶)	
10-3.0 (a) (略)	10-3.0 (a) (略)	
<p><u>(b)</u> (a)に規定するもののほか、船側内側外板を有しており、かつ、夏期満載喫水線における船側外板と船側内側外板との間の水平距離の最大値が、当該船舶の幅の1/5又は11.5mのいずれか小さい値より大きなバルクキャリアについては、次のとおり取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 102-16.0(a)において準用する68.0(a)(2)の適用について、次の要件のいずれにも適合する場合には、船体の傾斜を緩和するためにバラストタンクに脹水を行う等乗組員が適切な対応を行った前提下でSiの計算を行って差し支えない。</p> <p>(i) 68.0(a)で仮定する損傷により直接浸水する可能性がある区画に対し、第115条に規定する浸水警報装置を備えること。</p> <p>(ii) (i)の場合において、検知する水面高さは第115条第1項第1号イを準用すること。ただし、「内底板から〇・五メートルの高さの位置」については、バラストタンク等であつて通常の航行において常に当該高さまで水が浸ることが想定さ</p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 正 案	現 行 行	備 考
<p>れる場合には、内底板からメートルを超えない高さの範囲で斟酌して差し支えない。</p> <p>(iii) 68.0(a)で仮定する損傷が発生した際に乗組員が取るべき対応を、第102条の22において準用する第102条第3項の小冊子に具体的に記すこと。</p> <p>(iv) 損傷時に残存復原力、強度等の船舶の安全確保に必要な情報が得られるよう、常時陸上との連絡体制が確保されていること。</p>	<p>第2編 旅客船に関する規定</p> <p>第6章 二重底</p> <p>(二重底の免除)</p> <p>68.0 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、二重底としない区画を含む船底に沿ったあらゆる場所に、下記(1)の船底損傷を仮定し、すべての航海状態(ds、dp及びdlの3状態)において、それぞれ下記(2)から(4)の要件に適合する場合とする(図 68.0<1>参照)。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>用字修正</p>
<p>第2編 旅客船に関する規定</p> <p>第6章 二重底</p> <p>(二重底の免除)</p> <p>68.0 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、二重底としない区画を含む船底に沿ったあらゆる場所に、下記(1)の船底損傷を仮定し、すべての航海状態(ds、dp及びdlの3状態)において、それぞれ下記(2)から(4)の要件に適合する場合とする(図 68.0<1>参照)。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第2編 旅客船に関する規定</p> <p>第6章 二重底</p> <p>(二重底の免除)</p> <p>68.0 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、二重底としない区画を含む船底に沿ったあらゆる場所に、下記(1)の船底損傷を仮定し、すべての航海状態(ds、dp及びdlの3状態)において、それぞれ下記(2)から(4)の要件に適合する場合とする(図 68.0<1>参照)。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>用字修正</p>
<p>心得附則(平成23年4月28日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成23年5月1日より適用する。</p>		

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>第8章 機関区域無人化船 (適用範囲)</p> <p>95.0 (a) 本章の規定は、機関区域無人化船(施行規則第53条の2の自動化船を含む。)として検査申請が行われる船舶について適用する。</p> <p><u>(b) 国際航海に従事しない総トン数 5000 トン未満の機関区域無人化船(旅客船並びに遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶 (限定近海貨物船を除く。))を除く。)への本章の規定の適用に当たっては、以下の(1)～(3)のとおり取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 第 96 条第 2 号の規定は、冷却水又は冷却油を供給するポンプには適用しない。</u></p> <p><u>(2) 第 96 条第 4 号の規定により適用される、附属書 [13]「機関区域無人化船の機関」表 1 中、「噴射ポンプ入口圧力(ディーゼル主機の燃料油系統)」の低位警報については設けることを要しない。(ただし、主機を 2 以上備える船舶に限る。)</u></p> <p><u>(3) 第 96 条第 4 号の規定により適用される、附属書 [13]「機関区域無人化船の機関」表 1 中、「各シリンダ排ガス出口温度上昇又は平均値からの温度差</u></p>	<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>第8章 機関区域無人化船 (適用範囲)</p> <p>95.0 (a) 本章の規定は、機関区域無人化船(施行規則第53条の2の自動化船を含む。)として検査申請が行われる船舶について適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	

<p><u>(c)</u> 船橋に機関の集中監視制御設備を備えた船舶及び国際航海に従事する総トン数500トン以上の機関区域無人化船舶以外の機関区域無人化船舶 <u>(b)に規定する機関区域無人化船舶を除く</u> への本章の規定の適用に当たっては、当該船舶の航行区域等に応じて海事局検査測度課長の指示するところまで軽減して差し支えない。この場合において、規定の軽減については、意見及び必要な資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p>	<p><u>(ディーゼル主機の空気排ガス系統)Iの高位警報に代えて、排気タービン過給機排ガス入口温度の高位警報を備えることとして差し支えない。</u></p>
<p><u>(b)</u> 船橋に機関の集中監視制御設備を備えた船舶、国際航海に従事する総トン数500トン以上の機関区域無人化船舶以外の機関区域無人化船舶への本章の規定の適用に当たっては、当該船舶の航行区域等に応じて海事局検査測度課長の指示するところまで軽減して差し支えない。この場合において、規定の軽減については、意見及び必要な資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p>	
<p><u>心得附則（平成23年4月28日）</u> <u>(施行期日)</u> <u>本改正後の心得は、平成23年5月1日より適用する。</u></p>	